

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年神奈川県規則第116号）の一部を次のように改正する。

第2条中「16の項及び17の項」を「17の項及び18の項」に改める。

第3条中「15の項」の次に「、16の項、19の項及び20の項」を加え、「左欄」を「事務の欄」に、「同項」を「条例別表第2の15の項、16の項、19の項及び20の項」に、「同表の中欄」を「別表第3の情報の欄」に、「右欄」を「特定個人情報の欄」に改める。

別表第1の3の項中8を9とし、7を8とし、6の次に次のように加える。

- 7 生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者等であつて教育訓練施設に確実に入学すると見込まれるものに対する給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

別表第1の4の項を削り、3の項の次に次のように加える。

4 条例別表第1の4の項に掲げる事務	私立の高等学校等の設置者に対する入学金又は授業料の減免額に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
5 条例別表第1の5の項に掲げる事務	私立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等に対する授業料以外の教育に必要な経費に係る給付金の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務

<p>6 条例別表第1の6の項に掲げる事務</p>	<p>1 県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和33年神奈川県教育委員会規則第7号）第10条に規定する授業料又は受講料の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>2 県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則第11条第1項に規定する届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p>
<p>7 条例別表第1の7の項に掲げる事務</p>	<p>特別支援学校等への就学のため支弁すべき経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務</p>
<p>8 条例別表第1の8の項に掲げる事務</p>	<p>1 高等学校等を退学し、県立の高等学校等に入学した生徒又は学生に対する高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。）による高等学校等就学支援金の額に相当する額の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務</p> <p>2 高等学校等を退学し、県立の高等学校等に入学した生徒又は学生に対する就学支援金法による高等学校等就学支援金の額に相当する額の支給の停止若しくは再開の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務</p> <p>3 高等学校等を退学し、県立の高等学校等に入学した生徒又は学生に対する就学支援金法による高等学校等就学支援金の額に相当する額の支給を受けている者の保護者等の収入の状況の申出の受理、その申出に係る事実についての審</p>

	査又はその申出に対する応答に関する事務
9 条例別表第 1 の 9 の項に掲げ る事務	国公立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等に対する授業料以外の教育に必要な経費に係る給付金の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務

別表第 2 の 1 の項中 8 を 9 とし、7 を 8 とし、6 の次に次のように加える。

- 7 生活保護法第 55 条の 5 第 1 項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者等であつて教育訓練施設に確実に入学すると見込まれるものに対する給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する情報

別表第 2 の 3 の項中「又は同法」を「、同法」に改め、「廃止」の次に「、同法第 55 条の 4 第 1 項の規定に準じて行う安定した職業に就いたことその他の事由により保護を必要としなくなった者に対する給付金の支給又は同法第 55 条の 5 第 1 項の規定に準じて行う 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者等であつて教育訓練施設に確実に入学すると見込まれるものに対する給付金の支給」を加え、同表 17 の項中 8 を 9 とし、7 を 8 とし、6 の次に次のように加える。

- 7 生活保護法第 55 条の 5 第 1 項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する情報

別表第 2 の 18 の項中「16 の項」を「17 の項」に改め、同表 19 の項中「17 の項」を「18 の項」に改める。

別表第 3 を次のように改める。

#### 別表第 3（第 3 条関係）

- 1 条例別表第 2 の 15 の項関係

事 務	情 報	特 定 個 人 情 報
<p>生活に困窮する外国人に係る生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施、同法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審</p>	<p>条例別表第2の15の項特定個人情報の欄2に掲げる情報</p>	<p>生活保護法第6条第2項の規定に準ずる生活に困窮する外国人の要保護者若しくは同条第1項の規定に準ずる生活に困窮する外国人の被保護者であった者（以下「外国人要保護者等」という。）に係る児童福祉法第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第20条第1項の療育の給付の支給又は同法第24条の2第1項の障害児入所給付費の支給に関する情報</p>
<p>査、同法第25条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第2項の規定</p>	<p>条例別表第2の15の項特定個人情報の欄3に掲げる情報</p>	<p>外国人要保護者等に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報</p>
<p>に準じて行う保護の変更、同法第26条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止、同法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還又は同法第77条第1項若しくは第78条第</p>	<p>条例別表第2の15の項特定個人情報の欄4に掲げる情報</p>	<p>1 外国人要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条第1項、第31条の6第1項若しくは第32条第1項又は附則第3条若しくは第6条の資金の貸付けに関する情報</p> <p>2 外国人要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条（同法第31条の10において読み替</p>

1 項から第 3 項までの規定に準じて行う		えて準用する場合を含む。) の給付金の支給に関する情報
徴収金の徴収に関する事務	条例別表第 2 の 15 の項特定個人情報の欄 5 に掲げる情報	外国人要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 3 条第 1 項の特別児童扶養手当、同法第 17 条の障害児福祉手当又は同法第 26 条の 2 の特別障害者手当の支給に関する情報
	条例別表第 2 の 15 の項特定個人情報の欄 6 に掲げる情報	外国人要保護者等に係る国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 97 条第 1 項の福祉手当の支給に関する情報
	条例別表第 2 の 15 の項特定個人情報の欄 7 に掲げる情報	外国人要保護者等に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成 26 年内閣府、総務省令第 7 号）第 8 条第 1 号ロに規定する中国残留邦人等支援給付実施関係情報
	条例別表第 2 の 15 の項特定個人情報の欄 8 に掲げる情報	外国人要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 6 条の自立支援給付の支

		給に関する情報
	条例別表第2の15の項特定個人情報の欄9に掲げる情報	外国人要保護者等に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の特定医療費の支給に関する情報
	条例別表第2の15の項特定個人情報の欄10に掲げる情報	1 外国人要保護者等に係る神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例第3条第1項に規定する手当の支給に関する情報 2 外国人要保護者等に係る神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例第14条に規定する支給額に相当する金額の返還に関する情報
	条例別表第2の15の項特定個人情報の欄11に掲げる情報	外国人要保護者等に係る旧神奈川県特別母子福祉資金貸付条例第4条第2項に規定する貸付金の償還に関する情報

## 2 条例別表第2の16の項関係

事 務	情 報	特 定 個 人 情 報
私立の高等学校等の設置者に対する入学金又は授業料の減免額に係る補助金の交付の申請に係る事実	条例別表第2の16の項特定個人情報の欄に掲げる情報	生徒又は学生に係る就学支援金法第3条第1項の高等学校等就学支援金の支給に関する情報

についての審査に関する事務		
---------------	--	--

### 3 条例別表第2の19の項関係

事 務	情 報	特 定 個 人 情 報
県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則第10条に規定する授業料又は受講料の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務	条例別表第2の19の項特定個人情報の欄に掲げる情報	生徒又は学生に係る就学支援金法第3条第1項の高等学校等就学支援金の支給に関する情報

### 4 条例別表第2の20の項関係

事 務	情 報	特 定 個 人 情 報
高等学校等を退学し、県立の高等学校等に入学した生徒又は学生に対する就学支援金法による高等学校等就学支援金の額に相当する額の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務	条例別表第2の20の項特定個人情報の欄に掲げる情報	生徒又は学生に係る就学支援金法第3条第1項の高等学校等就学支援金の支給に関する情報

別表第4の5の項及び別表第5中「生活困窮外国人の保護実施関係情報」を「生活に困窮する外国人に対する生活保護法第19条第1項の規定に準じて行

う保護の実施、同法第 24 条第 1 項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第 9 項の規定に準じて行う保護の変更、同法第 25 条第 1 項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第 2 項の規定に準じて行う保護の変更又は同法第 26 条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。